

情報セキュリティ (ISEC) 研究専門委員会における イノベーション論文賞の選奨規程

情報セキュリティ (ISEC) 研究専門委員会

平成23年9月 9日制定

平成25年1月22日改訂

平成31年1月22日改訂

平成31年2月12日改訂

令和 7年6月30日改訂

情報セキュリティ (ISEC) 研究専門委員会における「イノベーション論文賞」の選定は、本規程によって行う。

- (1) 電子情報通信学会定款第4条ホ号及びヘ号に基づく電子工学および情報通信に関する学術または関連事業に関し、業績ある者の表彰または奨励を行う。
- (2) 本賞は、「イノベーション論文賞」と称する。
- (3) イノベーション論文賞を選定するため、ISEC 研究専門委員会にイノベーション論文賞選考委員会を設置する。
- (4) 委員長を1名、幹事1名、委員若干名とする。
- (5) イノベーション論文賞の授賞候補者は、ISEC 研究専門委員会主催の暗号と情報セキュリティシンポジウム(SCIS)において発表された論文の著者全員で、受賞数は2件程度とする。
- (6) 選定は、SCIS 参加者による投票、座長による推薦、有識者による査読に基づき、イノベーション論文賞選考委員会が行う。
- (7) イノベーション論文賞は、賞状及び賞金とする。賞金は授賞1件につき100,000円とする。

付則

本規程の改訂は、ISEC 研専委員会の承認を得るものとする。

本規程は、ISEC 研専委員会の Web で公開する。